

「学習指導要領」と「学習指導要領解説」の 矛盾点を衝く

—目標に焦点を当てて—

石 田 秀 雄

1. はじめに

文部科学省は、2008年に「小学校学習指導要領」と「中学校学習指導要領」を、また2009年に「高等学校学習指導要領」を改訂した。今回の改訂では、小学校に外国語活動が正式に導入されたことが注目の的となったが、中学校における外国語科の標準授業時数が週3時間から週4時間に増えたこと、高等学校では外国語科の科目編成が大幅に変更されたことも重要な点である。周知の通り、学校教育の大綱的な基準である「学習指導要領」には各教科が目指すべき目標が掲げられており、約10年おきの改訂では時代に合わせた変更が加えられる。しかし、「学習指導要領」は遵守すべき対象として見られているためか、教育委員会などを通して各教員に上意下達されるだけであり、今回の改訂でも、「コミュニケーション能力の素地とは何か」という議論はあっても、掲げられた目標について英語教育関係者の間で批判的な検討が加えられることはなかった。

だが、これは「学習指導要領」が示している目標にまったく問題がないということの意味しているわけではない。文部科学省は「学習指導要領」を改訂すると、やや時間をおいて「学習指導要領英訳版（仮訳）」と「学習指導要領解説」を発表するが、「学習指導要領」との間に一貫性や整合性が欠如しているケースが多く見られる。「学習指導要領」は学校教育の根幹をなすものであり、教科書もこれにしたがって作成され、その上で文部科学省の検定を受ける必要

がある。しかも、「学習指導要領」には、行政処分が可能であるという意味において法的拘束力があると考えられているのであるから、解釈の余地は最小限でなければならない。本稿では、文部科学省が告示・発表している「学習指導要領」および「学習指導要領英訳版（仮訳）」に掲げられている目標と「学習指導要領解説」に示されている説明を相互に参照することによって、一貫性や整合性が欠如している矛盾点を指摘し考察を加えていく。

2. 目標の数はいくつか

まず基本的な問題として、「学習指導要領」に示されている外国語科および外国語活動の目標はいくつあるのかという点について考えてみよう。「学習指導要領」の目標は比較的長い1つの文からなっているが、中学校外国語科の場合、「外国語を通じて、①言語や文化に対する理解を深め、②積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、③聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」（番号筆者）と、3つの部分から構成されていると考えられる。高等学校外国語科の場合も、その目標は「外国語を通じて、①言語や文化に対する理解を深め、②積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、③情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」（番号筆者）と、やはり3つの部分から構成されていると解釈される。他方、小学校外国語活動の目標は、「外国語を通じて、①言語や文化について体験的に理解を深め、②積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、③外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、④コミュニケーション能力の素地を養う」（番号筆者）と、4つの部分からなっていると考えることが可能である。

このように、目標として掲げられている文は3つまたは4つの部分から構成されている。しかし、文部科学省は、そうした数を目標の数に相当するものと考えているわけではない。「学習指導要領解説」を読むかぎりでは、どの学校種でも目標は1つしかなく、「小学校学習指導要領解説」は「外国語活動の目標を

コミュニケーション能力の素地を養うこととし（後略）」、「中学校学習指導要領解説」は「外国語科の目標は、コミュニケーション能力の基礎を養うことであり（後略）」、さらに「高等学校学習指導要領解説」は「外国語科の目標は、コミュニケーション能力を養うことであり（後略）」と言い切っている。また、「学習指導要領英訳版（仮訳）」では、小中高ともにOVERALL OBJECTIVEと単数形で見出しが付けられており、目標は1つだけであることが明示されている。

しかし、その一方で、目標は複数あると解釈している英語教育関係者もいる。例えば、英語科教育法の授業で使用されている教科書の中に、目標は1つではないという解釈を採っているものがある。以下に引用した例は「小学校学習指導要領」の外国語活動に関わる部分の英訳であるが、タイトルはOverall Objectivesと複数形で書かれている。

I. Overall Objectives

Through foreign languages, to deepen understanding of language and culture by means of direct experience, foster the development of an attitude of active communication, and develop the foundation of communicative ability while becoming used to the sounds and basic expressions of foreign languages.

—木村編著（2011, p.231）

また、採択率が非常に高い中学校用の検定教科書 *New Horizon English Course* を発行している東京書籍は「中学校学習指導要領」の英訳をインターネット上で公開しているが、やはり目標は複数あるという立場を採っている。

I. OVERALL OBJECTIVES

To deepen the understanding of languages and cultures through foreign language learning; to foster a positive attitude to attempt communication; and to develop basic communication abilities in listening, speaking, reading, and

writing.¹

—Tokyo Shoseki (2008)

なるほど、文部科学省は「学習指導要領解説」や「学習指導要領英訳版（仮訳）」を通して、目標は1つであるという公式見解を發表している。しかし、筆者の場合も、「学習指導要領」を初めて読んだとき、目標は1つだけであるという解釈には立てなかった。後述するように、「学習指導要領」の文言が必ずしも明確でなかったり、「学習指導要領解説」においてなされている説明が誤解を招きかねないものであることが、こうした解釈の違いを生み出している。²

3. 「小学校学習指導要領」とコミュニケーション能力の素地

すでに見たように、「小学校学習指導要領」は、外国語活動の目標として「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことを掲げている。この目標に関して、文部科学省は「小学校学習指導要領解説」の中で、「外国語活動の目標をコミュニケーション能力の素地を養うこととし」、「外国語活動の目標は次の三つの柱から成り立っている」と述べ、それらを以下のように列挙している。

- ① 外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深める。
- ② 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成

1 この英訳で注目されるもう1つの点は、through foreign language learning という部分である。確かに、外国語科の目標は「外国語を通じて」ではなく「外国語の学習を通じて」達成されると考える方がより論理的である。

2 実を言えば、「中学校学習指導要領」の改訂に関わった平田編著(2008, p.165)に掲載されている英訳版(試訳)では、Overall Objectives と複数形になっており、文部科学省が發表している英訳版(仮訳)と異なっている。

を図る。

- ③ 外国語を通じて、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる。

ここで問題となるのは、「外国語活動の目標は次の三つの柱から成り立っている」という部分である。先程引用した木村編著（2011, p.231）による英訳は、目標は複数あると考えているが、それは「目標は次の三つの柱から成り立っている」という文言を「目標は三つから成り立っている」と解釈したためではないだろうか。実際、「小学校学習指導要領解説」には「これらは中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものであり、中学校における外国語科への円滑な移行を図る観点から、目標として明示したものである」と書かれている。「これら」とは上記の「三つの柱」のことであり、そうした柱を「目標として明示した」というのであれば、目標は1つではなく複数あるという解釈も十分成立する。

この点については、「小学校学習指導要領英訳版（仮訳）」に掲げられている目標を参照しておこう。

To form the foundation of pupils' communication abilities through foreign languages while developing the understanding of languages and cultures through various experiences, fostering a positive attitude toward communication, and familiarizing pupils with the sounds and basic expressions of foreign languages.

筆者が理解するかぎりでは、To form the foundation of pupils' communication abilities through foreign languagesという部分が目標であり、while以降の developing the understanding of languages and cultures through various experiences, fostering a positive attitude toward communication, and familiarizing pupils with the sounds and basic expressions of foreign languagesが三つの柱のようである。だとするならば、これらの柱を「目標として明示した」と述べている

「小学校学習指導要領解説」の説明は勇み足であり、整合性を欠いていると判断せざるをえないだろう。³

ところで、現行の「小学校学習指導要領」から外国語活動が新たに導入されたことから、目標に示された「コミュニケーション能力の素地」とはいったい何を意味するのかが議論的になった。当然、「小学校学習指導要領解説」は鍵概念である「コミュニケーション能力の素地」について説明を加えているが、そこでは次のような議論が展開されている。

「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものである。

「小学校学習指導要領」を再掲するならば、外国語活動の目標は「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことである。ここでは、「ながら」という表現に着目しよう。一般に「AしながらBする」と言った場合、Aという行為とBという行為は同時並行的になされているはずであるから、AとBとが同一視されることはけっしてない。仮に同時並行的でないケースがあったとしても、そこに認められるのは「目的—手段の連鎖」(Bが目的で、Aが手段)という関係のみである。ところが、「小学校学習指導要領解説」は、「A, B, CしながらDする」を解釈するに当たっては、「DとはA, B, Cを指したものである」と理解すればよいと主張している。だが、上述の議論から明らかかなよう

3 また、「小学校学習指導要領解説」では、「外国語を通じて」は三つの柱すべてに係っているが、「小学校学習指導要領英訳版(仮訳)」では、through foreign languagesはTo form the foundation of pupils' communication abilitiesのみに係っている。修飾関係がまったく逆になっており、矛盾が見られる。

に、このような考え方は論理的に正しくない。⁴

また、「ながら」という表現がどの部分までを修飾しているのかも解釈の余地があることから、それによって見解の相違が惹起されている。文部科学省は「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ」ることは、「三つの柱」の一部を構成していると考えているが、木村編著（2011, p.231）が英訳した「小学校学習指導要領」は、その項目に対して付随的な地位しか与えていない。

- ① deepen understanding of language and culture by means of direct experience
- ② foster the development of an attitude of active communication
- ③ develop the foundation of communicative ability *while becoming used to sounds and basic expressions of foreign languages* (番号およびイタリック筆者)

「小学校学習指導要領解説」は「学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの」であり、それによって解釈に一定の方向性が与えられる。だが、その説明が十分に納得のいくものではない場合、こうした見解の相違が生じることは避けられない。

さらに、そもそもの問題として、「コミュニケーション能力の素地」について説明する際には、元となる「コミュニケーション能力」がいったい何を意味しているのかを先に示しておかなければならない。しかし、「小学校学習指導要

4 これ以外にも、「小学校学習指導要領解説」には、国語教育をも統括する文部科学省の公式文書として、妥当性が疑われる箇所が見られる。下記の例は表現に関するものであるが、単に長文であるというだけでなく、1つの文の中に「たり」が7回、「こと」も7回使用されている。引用を含んでいるとは言え、「解説」としては読みにくい。

なお、「必要以上に細部にわたったり、形式的になったりしないようにすること」とは、例えば、単語を複数形にしたり、冠詞を付けたりすることなどを強調したり、知識として理解させたりすること、また、機械的に語句や文を暗記させたりすることなどで、児童の自己表現したいという気持ちやコミュニケーションを図ることへの興味を失わせることのないように留意して指導する必要があることを示している。

領」と「小学校学習指導要領解説」の中に、「コミュニケーション能力」とはどのようなものであるのかという説明は見当たらない。⁵ また、もし上記の「三つの柱」が「コミュニケーション能力」を支えるものであり、それを「コミュニケーション能力の素地」と呼ぶのであれば、そうした「柱」の一部である「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」が、「コミュニケーション能力の基礎を養う」べき「中学校学習指導要領」と「コミュニケーション能力を養う」べき「高等学校学習指導要領」の目標の中にも登場するのはなぜなのであろうか。どの学校種に置いても「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」は必要であろう。だが、それを「コミュニケーション能力の素地」が指しているものの1つと規定してしまうならば、中高において「コミュニケーション能力の基礎」あるいは「コミュニケーション能力」と同時に、「コミュニケーション能力の素地」の一部も養うことが求められることになり、目標が積み重ねられていく形にはならない。

4. 「中学校学習指導要領」とコミュニケーション能力の基礎

教科として外国語が教えられるのは中学校からであり、しかも義務教育の中で行なわれていることを鑑みると、日本の英語教育の基本方針は「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」という「中学校学習指導要領」の目標に

5 「学習指導要領」の言う「コミュニケーション能力」は、英訳版では *communicative competence* ではなく *communication abilities* となっている。そのためか、Canale and Swain (1983) の提案を受けて Canale (1983) と Savignon (1983) が修正し、これまで英語教育において標準的なものとされてきた4つの下位構成要素 (*grammatical competence, sociolinguistic competence, discourse competence, strategic competence*) からなるモデルとは、議論が噛み合わない部分がある。ちなみに、木村編著 (2011) は、「小学校学習指導要領」に対しては *communicative ability* (p.231) を、「中学校学習指導要領」と「高等学校学習指導要領」に対しては *communicative competence* (それぞれ p.235, p.237) を使用しているが、その使い分けの根拠は明らかにされていない。

凝縮されていると考えられる。「中学校学習指導要領解説」によれば、「外国語科の目標は、コミュニケーション能力の基礎を養うことであり、次の三つを念頭に置く」ことになっている。

- ・外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深める。
- ・外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
- ・聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。⁶

「中学校学習指導要領解説」については、いくつかの問題点を指摘する必要がある。まず、表現の問題として、すでに見た「小学校学習指導要領解説」と後に検討する「高等学校学習指導要領解説」とともに、それぞれの目標を「次の三つの柱から成り立っている」としているのに対して、「中学校学習指導要領解説」は「次の三つを念頭に置く」としている。実は1999年に示された「中学校学習指導要領解説」では「柱」という表現が用いられていたのであるが、現行のものだけが「次の三つを念頭に置く」という形に変更されており、小中高のつながりという点だけでなく、時系列的にも一貫性を欠いている。

また、「小学校学習指導要領解説」の場合、目標と「三つの柱」は重複していないことから、少なくとも構造的にはすっきりしているのに対して、「中学校学習指導要領解説」の場合、目標は1つだけであり、それは「コミュニケーション能力の基礎を養う」ことであると明示しているものの、この部分が「次の三つを念頭に置く」とされている項目の中にも含まれており、構造的にわかりにくい。そこで、「中学校学習指導要領英訳版（仮訳）」を参照し、目標がどのような構造になっているのかを確認しておこう。

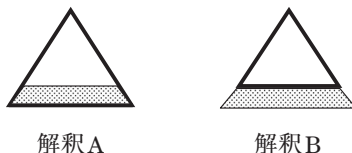
6. 細かいことではあるが、「中学校学習指導要領解説」の説明だけ、①のような番号ではなく中黒が付けられている。

To develop students' basic communication abilities such as listening, speaking, reading and writing, deepening their understanding of language and culture and fostering a positive attitude toward communication through foreign languages.

To develop students' basic communication abilities such as listening, speaking, reading and writing という部分が、中学校外国語科の目標であることは間違いない。では、念頭に置くべき点は、どの部分が表しているのだろうか。deepening their understanding of language and culture, and fostering a positive attitude toward communication through foreign languages という部分なのだろうか。目標は1つだけであるとする一方で、その目標自体が念頭に置くべき項目の中に含まれているという構造は、やはり無理がある。Tokyo Shoseki (2008) が示した解釈のように、目標は3つあると考えていれば、そうした問題が生じることはない。その上で、目標に軽重を付けなければいいだけの話である。ついでながら、前掲の「中学校学習指導要領解説」では、「外国語を通じて」は念頭に置くべき項目の2つだけを修飾していた。「中学校学習指導要領英訳版(仮訳)」では、through foreign languages が最後に来ており、修飾関係は必ずしも明白ではないが、これについては「中学校学習指導要領解説」と同じ解釈に基づいていると理解してよいだろう。

さて、「中学校学習指導要領」は「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」という目標を掲げているが、「コミュニケーション能力の基礎」とはいったい何を意味しているのだろうか。ここで問題になるのは、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの」という部分は、「コミュニケーション能力」だけに係っているのか、それとも「コミュニケーション能力の基礎」に係っているのかという点である。前者(解釈A)は、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの」は「コミュニケーション能力」全般に関わるものであり、そのうちの基礎的な部分を表しているという解釈である。それに対して、後者(解釈B)は、単なる「聞くこと、話

すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎」を超える、より高度なコミュニケーション能力の存在が予め措定されているという解釈である。この2つの解釈は下図のように示することができるであろう。太線で囲まれた部分が「コミュニケーション能力」であり、網掛けになっている部分が「コミュニケーション能力の基礎」に相当する。



「中学校学習指導要領英訳版（仮訳）」も文部科学省の公式見解を示すものであるならば、妥当な答えは解釈Bである。なぜなら、*basic communication abilities such as listening, speaking, reading and writing* という文言によって、「コミュニケーション能力の基礎＝基礎的なコミュニケーション能力」という図式が鮮明に打ち出されており、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの」は「コミュニケーション能力」ではなく「コミュニケーション能力の基礎」と「の基礎」まで含めて修飾していると解釈されるからである。

では、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなど」は「コミュニケーション能力の基礎」の定義なのだろうか、それとも例示にすぎないのであろうかと。これも、「中学校学習指導要領英訳版（仮訳）」では、4技能が *for example* や *like* の意味を表す *such as* に導かれ、*basic communication abilities such as listening, speaking, reading and writing* となっていることから、定義ではなく単なる例示ということになる。しかし、例示であったとしても、あえて目標の中に組み込まれているということは、「コミュニケーション能力の基礎」の中心は4技能にあると理解して差し支えないだろう。実際、「中学校学習指導要領」の「言語活動」に掲げられているのは、まさにこれらの4技能である。

もっとも、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎」と「など」を用いることによって、「コミュニケーション能

力の基礎」の中身は4技能だけではないという含みを持たせている。ここで、「中学校学習指導要領解説」が「コミュニケーション能力の基礎」についてどのように説明しているのかを確認しておこう。

「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」とは、単に外国語の文法規則や語彙などについての知識を身に付けさせるだけではなく、実際のコミュニケーションを目的として外国語を運用することができる能力の基礎を養うことを意味している。

「中学校学習指導要領解説」は、「コミュニケーション能力の基礎」を構成するものの中に、「外国語の文法規則や語彙などについての知識」が含まれることを指摘している。これらは、「中学校学習指導要領」の中に示されている「言語材料」に相当するが、単なる知識としてではなく、コミュニケーションにつながるものとしての文法規則や語彙などである点に注意を喚起している。なお、「外国語の文法規則や語彙などについての知識」と、ここでも「など」が用いられているが、「言語材料」として示されている「音声」と「文字及び符号」を意味しているのかどうかは、「中学校学習指導要領解説」を読んだだけではわからない。「中学校学習指導要領」の構成から推測できるのは、「コミュニケーション能力の基礎」とは「聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと」と「外国語の文法規則や語彙」を指しているという点までである。⁷

5. 「高等学校学習指導要領」とコミュニケーション能力

「高等学校学習指導要領」は、外国語科の目標として「外国語を通じて、言語

7 ただし、「言語活動の取扱い」として、1998年の「中学校学習指導要領」から始まった *situational syllabus* 的発想による「言語の使用場面」と *notional-functional syllabus* 的発想による「言語の働き」に対する言及は、今回の改訂でも引き継がれていることを付記しておく。

や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」ことを掲げている。そして、「高等学校学習指導要領解説」は、「外国語科の目標は、コミュニケーション能力を養うことであり、次の三つの柱から成り立っている」としている。

- ① 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深めること。
- ② 外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。
- ③ 外国語を通じて、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うこと。

「中学校学習指導要領解説」には、目標は1つであり「念頭に置く」べき3つの点があるという説明があったが、「高等学校学習指導要領解説」では、「小学校学習指導要領解説」と同様、「三つの柱」という表現が用いられている。もっとも、1999年の「高等学校指導要領解説」では、「要素」という表現が使われており、文部科学省は「柱」、「念頭に置く」べきこと、「要素」といった表現の間に大きな意味の差を認めていないようである。しかし、同じ意味を表すものであるならば、なぜ中高で表現の統一を図らなかったのかが逆に問われてしかるべきであろう。

構造に着目すると、「中学校学習指導要領解説」の場合と同じように、目標と柱の一部が重複した形になっており、その面でのわかりにくさは中高で共通している。他方、「外国語を通じて」という文言は、「中学校学習指導要領解説」では、「念頭に置く」2つの点にしか係っていないが、「高等学校学習指導要領解説」では、3つの柱すべてに係っている。これらの点について検討するために、「高等学校学習指導要領英訳版（仮訳）」を確認してみよう。

To develop students' communication abilities such as accurately under-

standing and appropriately conveying information, ideas, etc., deepening their understanding of language and culture, and fostering a positive attitude toward communication through foreign languages.

英訳版に関するかぎり、中高の「学習指導要領」の間で構造的な違いは存在しない。そうであるならば、前述したように、軽重は付けるにしても目標は3つあるとした方が自然ではないだろうか。また、「外国語を通じて」に相当する through foreign languages という表現も、目標の最後の位置に置かれている。「中学校学習指導要領解説」と異なり、「外国語通じて」が③の「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養うこと」の前にも置かれていることに関しては、「高等学校学習指導要領解説」に特段の説明があるわけではなく、なぜ中高の間で違いがあるのかは不明である。しかし、こうした齟齬は、実を言えば、旧の「高等学校学習指導要領解説」と旧の「中学校学習指導要領解説」の間にも存在していたのであり、どうやら修正が加えられることなく、そのまま引き継がれてしまったようである。

さて、「高等学校学習指導要領」は、外国語科の目標として「コミュニケーション能力を養うこと」を掲げている。その直前に置かれている「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」という部分がどういった意味を表しているのかについては、「高等学校学習指導要領解説」が下に示したような説明を加えている。

「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」ことができることとは、外国語の音声や文字を使って実際にコミュニケーションを図る能力であり、情報や考えなどを受け手として理解するとともに、送り手として伝える双方向のコミュニケーション能力を意味する。「的確に理解」するとは、場面や状況、背景、相手の表情などを踏まえて、話し手や書き手の伝えたいことを把握することを意味している。また、「適切に伝え」とは、場面や状況、背景、相手の反応などを踏まえて、自分が伝えたいこと

を伝えることを意味している。

上記の説明は「コミュニケーション能力」について重要な点を述べているが、その内容には立ち入らない。ここで考えたいのは、「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」という部分は、「コミュニケーション能力」の定義なのか、それとも例示なのかという文部科学省側の意図である。まず、「高等学校学習指導要領」の改訂に関わった岡部・松本編著（2010, p.20）は、「コミュニケーション能力」を「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりすることができるレベル」と「規定」している。定義と「規定」とがほぼ同じ意味を表すものであるならば、これは定義であるということになる。その一方で、文部科学省が発表している「高等学校学習指導要領解説」は、「③に係る能力」すなわち「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」能力は、「コミュニケーション能力」の「中核をなす」と述べている。通例、「中核をなす」と言った場合、他の構成要素の存在が含意されるため、「定義の中で最も重要な部分」というよりも「構成要素の中で最も重要な部分」を表すのが一般的である。また、定義とは本来過不足なく示されるべきものであるから、そのようなものについて「中核をなす」という言い方は馴染まないであろう。他方、やはり文部科学省が発表している「高等学校学習指導要領英訳版（仮訳）」では、communication abilities such as accurately understanding and appropriately conveying information, ideas, etc.とsuch asが用いられており、「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」ことは、単なる例示にすぎないとされている。このように、「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」能力と「コミュニケーション能力」の関係に対する説明は、あまり明瞭とは言えない。いったいどれが、「高等学校学習指導要領」に示されている「コミュニケーション能力」についての考えを「適切に伝え」ているのであろうか。

では、「高等学校学習指導要領解説」には、「コミュニケーション能力」に関する記述が他にないのかと言えば、次のようなごく短い指摘はある。

「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するとともに、その基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ、文法指導を言語活動と一体的に行うよう改善を図る。また、コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう、指導すべき語数を充実する。

この指摘からでは、「4技能を統合的に活用できる」ことが「コミュニケーション能力」の定義なのか例示にすぎないのかはわからないが、「中学校学習指導要領」において、4技能が例示であったことは想起されねばならない。しかも、「その（＝コミュニケーション能力の（筆者注））基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ」、「コミュニケーションを内容的に充実したものとすることができるよう、指導すべき語数を充実する」という解説が続いており、4技能以外に文法と語彙が含まれているという類似性が見られる。⁸ しかし、そのような理解に立った場合、これらの4技能は「コミュニケーション能力の基礎」だけでなく「コミュニケーション能力」の中心をも占めることになり、両者間の差は4技能を個別的にはなく「統合的」に活用できるかどうかだけになる。果たして、こうした理解は正しいのであろうか。⁹

「高等学校学習指導要領解説」における文法についての指摘は、communicative competenceの構成要素と考えられているgrammatical competenceの意義が認められていることを表すものである。「コミュニケーション対文法」という図式は採られず、「文法指導を言語活動と一体的に行う」ことが求められている。他方、「指導すべき語数を充実する」と述べられているが、実際には高等学校で

8 ただし、「その（＝コミュニケーション能力の（筆者注））基礎となる文法をコミュニケーションを支えるものとしてとらえ」という文言は、同語反復的である。

9 仮に正しいとするならば、「中学校学習指導要領」において、「聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどの」という部分は「コミュニケーション能力の基礎」に係っているとした前述の解釈Bは、その成立基盤をほぼ失うことになる。

扱われる語彙数は増えていない。確かに、文部科学省（2008c）によれば、旧の「学習指導要領」の規定にしたがうと、中学校が900語、高等学校が最大で1,300語、合計2,200語が教えられていたものの、今回の改訂によって中学校が1,200語、高等学校は1,800語で合計3,000語へと増えたことになっている。とくに高等学校では、1,300語から1,800語へ500語も増え、語彙指導の充実が図られたと主張している。しかし、1999年に告示された「高等学校学習指導要領」によると、英語Ⅰは「中学校で学習した語に400語程度の新語を加える」、英語Ⅱは英語Ⅰで学習した語に「500語程度までの新語を加える」、リーディングは英語Ⅰで学習した語に「900語程度までの新語を加える」となっており、英語Ⅱとリーディングの新語が重複しないとすれば、規定から計算される理論上の最大語彙数は1,800語であり、中学校の900語と足すと2,700語になる。文部科学省（2008c）は、リーディングで新語として加えられる900語の中に英語Ⅱの新語である500語が含まれているという前提に立ち、高等学校では1,300語程度を学習するとしているが、そのような計算は正しくない。事実、英語科教育法の授業で使用されている教科書を調べてみると、例えば石黒他（2003, p.111）、JACET教育問題研究会編（2005, p.138）などは中高合わせて2,700語（＝高校1,800語）という立場を採っている。¹⁰ また、中條他（2007）は高等学校用検定教科書におけるシリーズ異語数を調査しているが、それによれば最上位の*Unicorn*（文英堂）は3,161語であるという。上限が中高で2,200語であったならば、1,000語近くもオーバーしている*Unicorn*が検定を通過したかどうか甚だ疑問である。実際、文英堂編集部（2011）は、「これまで、学習指導要領が示す語彙数は事実上の上限でした。この数をあまり超えていると、検定意見が付

10 ただし、JACET教育問題研究会編（2012, p.164）は、理由は不明であるが、中高で2,200語へと立場を変更している。このように文部科学省が正しくない公式見解を発表した結果、混乱が生じているケースは他にもある。例えば、三浦・深澤編著（2009, p.231）は、「現行の学習指導要領では、中学校900語、高等学校1,300語、中高で合計2,200語であるが」としている一方で、「中学校卒業時で900語程度、高等学校卒業時で2,700語（英語Ⅰ 400語、英語Ⅱ 500語、リーディング900語）程度である」（p.36）と述べている。

いて減らさざるを得ませんでした（オプション扱いにすれば認められるなど、運用面ではある程度柔軟でしたが）」と証言している。したがって、旧の「学習指導要領」における新語数の妥当な解釈は、中高で合計2,700語（高校で1,800語）を上限とするであり、今回の改訂で「語数の充実」が図られたのは、標準授業時数が増えた中学校においてであって、高等学校においてでないことはしっかりと確認しておく必要がある。

6. おわりに

以上、「学習指導要領」が掲げている目標について、「学習指導要領解説」と「学習指導要領英訳版（仮訳）」を参照しながら、詳細に検討を加えた。大きな問題点は2つである。1つは、「学習指導要領」の目標と「学習指導要領解説」に示されている説明が、小学校、中学校、高等学校の間で統一が図られていないという点である。それは構造的に一貫性が欠如している場合もあれば、文言が不統一になっている場合もある。文部科学省は小中や中高の連携を推進しようとしているが、そうであるならば、これらの文書間の矛盾を排除し、一貫性や整合性をしっかりと持たせるべきではないだろうか。こうした指摘を瑣末的であると言うことは容易であろうが、「学習指導要領」は法的拘束力を持つとされているのであるから、「学習指導要領解説」および「学習指導要領英訳版（仮訳）」との間に見られる矛盾点をなくし、本稿のような論文が不要になるよう努めるべきである。

もう1つの問題点は、「小学校学習指導要領」では「コミュニケーション能力の素地」、「中学校学習指導要領」では「コミュニケーション能力の基礎」、「高等学校学習指導要領」では「コミュニケーション能力」と、外国語活動と中高の外国語科において養うべき内容が綺麗に整理されているように見えるが、「コミュニケーション能力」自体の実質的な定義がいったい何であるのかははっきりしていない。「コミュニケーション能力の育成」を掲げるのであれば、「情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする」のような定義か例示かわか

らないものや、「4技能を統合的に活用できる」といった標語的なレベルのものではない実質的な定義を、文部科学省は提示すべきである。ただ「素養だ、基礎だ」と言ったところで、本体である「コミュニケーション能力」の定義が明らかにされないかぎり、それは単なる言葉遊びにすぎない。「学習指導要領」は学校教育の根幹をなす「大綱的な基準」であり、「学習指導要領解説」は「記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの」である。約10年にわたって日本の外国語教育の方向性を決定するものとして、次の改訂に当たっては、一貫性や整合性が担保されていることはもちろん、鍵となる概念について、より内容のある記述と矛盾のない解説を求めたい。

参考文献

- 文英堂編集部 (2011). 「新学習指導要領と新しい教科書の展望」. *Unicorn Journal* 73,10-19. 2013年6月1日検索.
http://www.bun-eido.co.jp/t_english/ujournal/uj73/uj731019.pdf
- Canale, M. (1983). From communicative competence to communicative language pedagogy. In J. C. Richards and R. W. Schmidt, eds. *Language and Communication*. New York: Longman.
- Canale, M. and M. Swain (1980). Theoretical bases of communicative approaches to second language teaching and testing. *Applied Linguistics* 1: 1-47.
- 中條清美・吉森智大・長谷川修治・西垣知佳子・山崎淳史 (2007). 「高等学校英語教科書の語彙」. 『日本大学生産工学部研究報告B』40, 71-92.
- 平田和人編著 (2008). 『中学校新学習指導要領の展開—外国語科英語編』. 東京：明治図書.
- 石黒昭博・赤松信彦・山内信幸・北村利治 (2003). 『現代の英語科教育法』. 東京：英宝社.
- JACET教育問題研究会編 (2005). 『新英語科教育の基礎と実践—授業力のさらなる向上を目指して』. 東京：三修社.
- JACET教育問題研究会編 (2012). 『新しい時代の英語科教育の基礎と展望—成

- 長する英語教師を目指して』. 東京：三修社.
- 木村松雄編著 (2011). 『新版英語科教育法—小中高の連携—EGPからESPへ』. 230-261. 東京：学文社.
- 三浦省五・深澤清治編著 (2009). 『新しい学びを拓く英語科授業の理論と実践』. 京都：ミネルヴァ書房.
- 文部科学省 (1999a). 『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説—外国語編』. 東京：東京書籍.
- 文部科学省 (1999b). 『高等学校学習指導要領解説—外国語編 英語編』. 東京：開隆堂出版.
- 文部科学省 (2008a). 『小学校学習指導要領解説—外国語活動編』. 東京：東洋館出版社.
- 文部科学省 (2008b). 『中学校学習指導要領解説—外国語編』. 東京：開隆堂出版.
- 文部科学省 (2008c). 「関連資料」. 2013年6月1日検索.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/news/081223/014.pdf
- 文部科学省 (2010a). 『高等学校学習指導要領解説—外国語編・英語編』. 東京：開隆堂出版.
- 文部科学省 (2010b). 「小学校外国語活動英訳版（仮訳）—外国語活動」. 2013年6月1日検索.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2010/10/20/1261037_12.pdf
- 文部科学省 (2011a). 「中学校学習指導要領英訳版（仮訳）—外国語」. 2013年6月1日検索.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/___icsFiles/afieldfile/2011/04/11/1298356_10.pdf
- 文部科学省 (2011b). 「高等学校学習指導要領英訳版（仮訳）—外国語」. 2013年6月1日検索.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/eiyaku/___

icsFiles/afieldfile/2011/04/11/1298353_9.pdf

岡部幸枝・松本茂編著 (2010). 『高等学校新学習指導要領の展開—外国語科英語編』. 東京：明治図書.

Savignon, S. J. (1983). *Communicative Competence: Theory and Classroom Practice*. Reading, MA: Addison-Wesley.

Tokyo Shoseki (2008). Course of Study for Junior High Schools: Foreign Languages (English). 2013年6月1日検索.

<http://ten.tokyo-shoseki.co.jp/downloadfr1/pdf/cey70148.pdf>